

## 山梨県小中学校体育連盟 参加資格について

### 1 参加資格について

- (1) 山梨県小中学校体育連盟加盟の中学校に在籍在学し、当該競技要項により、山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人戦)の参加資格を得たものとする。
- (2) 選手の大会参加については、1競技を通じて同一チームからの参加とする。
- (3) 支部予選参加後に転校した場合、転出先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。
- (4) 合同チームの大会参加については、「山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人)合同チーム参加規程」により、参加を認める。ただし、地域クラブ活動、民間クラブ活動による合同チームは認めない。

### 2 参加資格の特例

#### ◎学校教育法 134 条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、山梨県小中学校体育連盟の大会に参加し、山梨県大会(選手権・総体・新人戦)への参加資格を得た者。

#### ◎地域クラブ活動に所属する中学生

\*地域クラブ活動とは、市町村が部活動の地域移行に取り組む中で結成されたクラブ活動あり、そうでないものは民間クラブ活動と称す。

- (1) 山梨県小中学校体育連盟に登録された地域クラブ活動に所属し、山梨県大会(選手権・総体・新人戦)への参加資格を得た者。
- (2) 地域クラブ活動から大会に参加をする場合は、選手権・総体は4月1日から4月30日までに、新たに新人戦から地域クラブ活動で参加する場合は、7月1日から7月31日までに登録の手続きを行うこと。また、登録料を納めること。(登録期間は、翌年3月31日までとする。)
- (3) 参加を希望する各種学校または地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
  - ① 山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人戦)の参加を認める条件
    - ア 市町村教育委員会が中心に、運営主体(総合型地域スポーツクラブ、スポ少、市町村協会等)と連携し、市町村運営団体に認められた地域クラブ活動であること。
    - イ 山梨県小中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - ウ 生徒の学齢・修行年限が我が国の中学校と一致していること。(中学校に在籍している生徒であること)
    - エ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
    - オ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁 発出)の「2 新たな地域クラブ活動、3 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」を遵守していること。
    - カ 地域クラブ活動にあたっては、当該競技団体を管轄する中央競技団体もしくは山梨県競技団体に登録されていること。

キ 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

ク 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、支部大会予選参加後に、地域クラブ活動を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

ケ 地域クラブ活動による合同チームは認めない。

コ 地域クラブ活動は、その組織内に山梨県小中学校体育連盟および各専門部と随時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人)に参加した場合に守るべき条件

ア 山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人戦)大会実施要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあっては、地域クラブ活動は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会に参加に要する経費は、当該校、当該地域クラブ活動が負担すること。

エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

オ 地域クラブ活動が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。登録市町村は変更することはできない。

③ 山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人)に参加を認めない場合

山梨県小中学校体育連盟申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

(1) 参加の決定について

ア 参加申請書提出後、山梨県小中学校体育連盟事務局にて書類等を審査し、山梨県小中学校体育連盟理事会にて参加の可否を決定し、山梨県教育委員会保健体育課及び各専門部への報告を経て、結果を通知する。

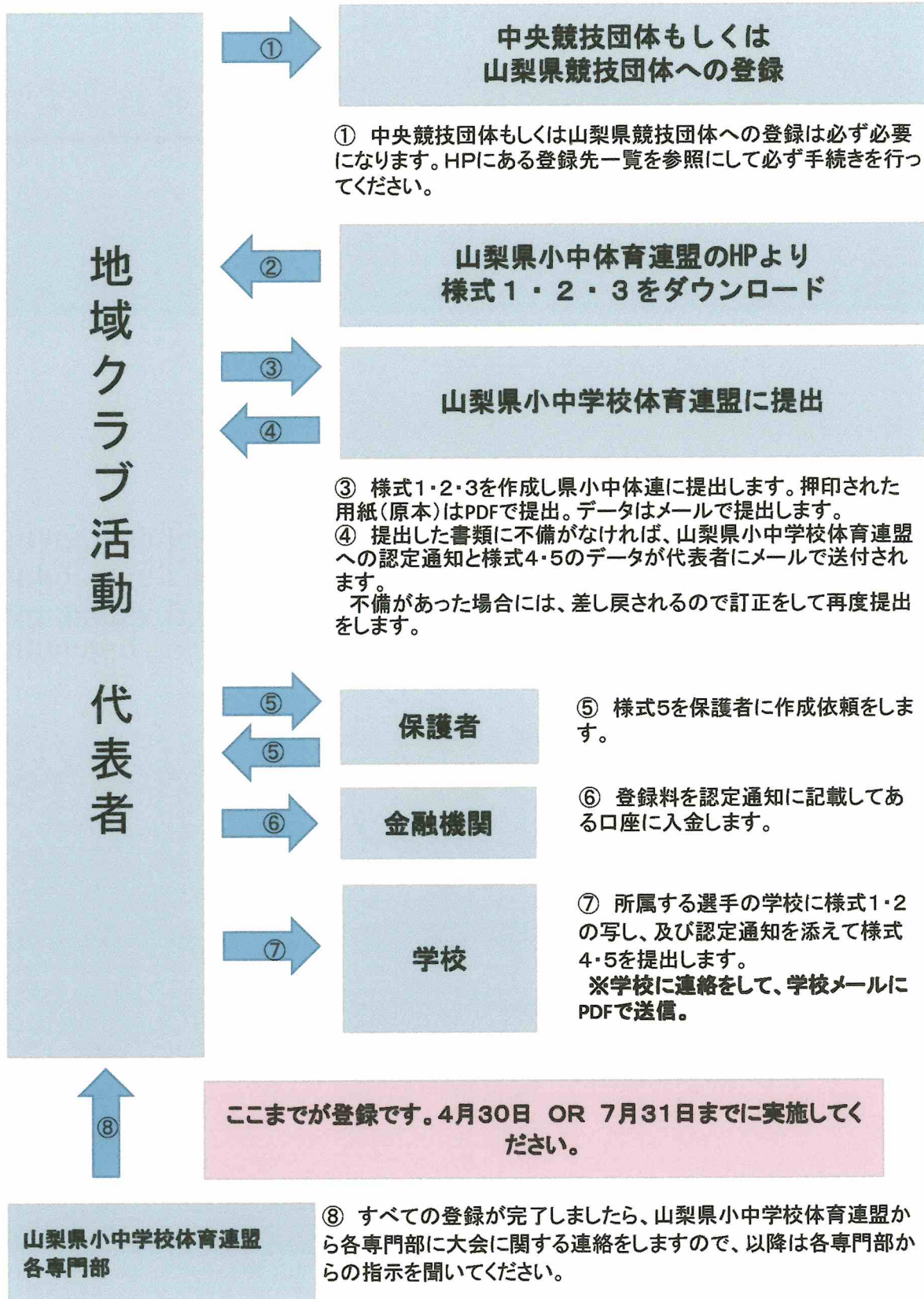
※1 山梨県小中学校体育連盟主催大会(選手権・総体・新人)における参加規定は、令和5年4月1日から施行する。

※2 この特例に則り、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を策定する。

※3 この特例は、引き続き検討を行い、改訂を行う。

# 地域クラブ活動の登録の流れ

山梨県小中学校体育連盟



## 休日に部活動が実施されなくなった場合の、中学生の運動機会

活動の種類（運営主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
<b>民間のクラブチーム</b> <small>（ヴァンフォーレなど）</small>	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
<b>地域のクラブチーム</b> <small>（スポ少、市町村協会、NPO、町道場など）</small>		競技力向上 > 運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的委少ない 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
<b>競技団体主催の活動</b>	◇国体強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 > 競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
<b>学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツ活動</b> <small>市町村教育委員会を中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。</small>		運動機会確保 > 競技力向上	南アルプス市で実施の国モデル事業等により検証中



県小中体連主催大会に参加できる地域スポーツ活動（イメージ）

学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツ活動

市町村教育委員会が中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。

あくまでも運動機会の確保が目的

運動機会確保 > 競技力向上

令和5年1月17日

都道府県中学校体育連盟会長様

(公財) 日本中学校体育連盟

会長 平井 邦明

(公印省略)

## 令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動)の参加資格の特例の内容変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟の事業に対し、ご協力、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、令和4年12月27日にスポーツ庁・文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出されました。日本中学校体育連盟では「地域スポーツ団体等」という名称を使用しておりましたが、今後は「地域クラブ活動」に変更することにいたします。また、ガイドラインの発出に伴い、参加資格の特例について下記のとおり記載内容を修正いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に下記を追加し、参加資格とする。

#### ◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

##### ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による）。

カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 （2）オ 改定（令和4年10月25日理事会決定）

※5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により（1）②エ修正。